

中国における最近の知財トピックス

2023年5月31日

方信グローバル知財サービス(株)

〒107-0062 東京都港区南青山二丁目2番8号

DFビル6階

中国弁護士・中国弁理士 方喜玲

荻原正

拝啓

平素は格別なご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

今回は、國務院記者発表会における国家知識産権局の報告内容、北京市高級人民法院の2022年度知的財産及び商標関係十大訴訟事例、最高人民法院の判例などについて紹介させていただきます。

敬具

1. 2022年中国の知的財産発展状況

—國務院記者発表会（2023年4月24日）における国家知識産権局の報告要旨—

一、知的財産創造の質の着実な向上

2022年には79.8万件の発明特許が付与され、人口1万人当たりの高価値発明特許の数は9.4件に達した。中国の出願人は《特許協力条約（PCT）》ルートで7万件の国際特許出願を行い、《意匠の国際登録に関するハーグ協定》で2,558件の意匠出願を行った。617.7万件の商標が登録され、国内の出願人から5,827件のマドリッド商標国際登録出願がなされた。新たに5件の地理的表示保護商品が認定され、514件の地理的表示の団体商標および認証商標としての登録が認定された。著作物、コンピュータソフトウェアの登録件数はそれぞれ451.7万件、183.5万件に達した。4,026件の新規植物品種権が付与された。9,106件の集積回路配置設計登録証が発行された。世界知的所有権機関が発表した《グローバル・イノベーション・インデックス2022》における中国の順位は、世界第11位に引き上げられた。

二、知的財産権保護の更なる強化

新たに改正された独占禁止法、科学技術進歩法、種苗法が正式に施行された。データの知的財産権保護規則に関する研究や、地方でのパイロットプロジェクトも整然と実施された。冬季オリンピックおよびパラリンピックの知的財産権保護作業が成功裏に完了した。第一陣の国家知的財産権保護実証区が決定された。発明特許の審査周期が16.5ヶ月に短縮され、商標登録の平均審査周期は4ヶ月に安定した。10ヶ所の国家知的財産権保護センターと迅速権利保護センターが新たに設立された。特許・商標分野における4.4万件の違法案件を調査・処理した。特許侵害紛争の行政裁定5.8万件、権利保護援助申請7.1万件、紛争調停8.8万件を処理した。3,378件の侵害・海賊版事件を調査・処理し、84.6万件の侵害・海賊版リンクを削除し、3,029の大規模ウェブサイトを著作権重点監督下においた。被疑侵害商品6.1万件が留置され、知的財産権の税関保護に関する2.1万件の新規案件を審査した。54.3万件の各種知的財産権案件を処理した。知的財産権侵害犯罪で1.3万人を起訴し、知的財産権民事訴訟監督案件を937件処理した。知的財産権に対する犯罪、模倣品・規格外品の製造・販売など2.7万件が摘発された。知的財産権保護に対する社会的満足度はさらに上昇し、81.25点に達した。

三、知的財産権の利用による利益の増加

専利集約型産業の付加価値は14兆3,000億元（2021年値）に達し、前年比17.9%増、GDPの12.44%を占めた。著作権産業の付加価値は8兆4,800億元（2021年値）に達し、前年比12.9%増、

GDPの7.41%を占めた。2022年の専利・商標の質権融資総額は4,868億8,000万元に達し、前年比57.1%増であった。著作権質権融資額は54億5,000万元で、前年比25.9%増となった。知的財産権ライセンス料の輸出入総額は3,872億5,000万元で、前年比2.4%増加、そのうち輸出額は前年比17%増加した。知的財産権に関わる技術契約は合計24万1,000件締結され、締結額は1兆8,000億元となった。33件の知的財産権資産証券化商品が発行され、発行規模は62億元であった。特別な地理的表示を使用する市場主体は2万3,000を超え、製品の年間直接生産額は7,000億元を上回った。

四、知的財産権のサービス能力の一層の向上

知的財産権改革課題は効果的に実施され、専利、商標の電子出願率はいずれも99%を超え、証書も電子化された。中国著作権保護センターは、著作物の完全なオンライン登録を実現した。知的財産権総合サービス機関が省レベルで完全なカバー率を達成し、県・市レベルの総合サービス機関のカバー率は40%を超えた。11種類の新しい知的財産権データが開放され、「すべてのデータは開放されるべき」が基本的に実現され、地方サービスネットワーク単位に割り当てられた標準化データ種類は53種類に増加した。全国の著作権質権登録情報の照会が統一された。全国の知的財産権サービス機関は、92万8,000人以上の雇用を吸収し、営業収入の総額は2,600億元となった。

五、知的財産権における国際協力

中国は《意匠の国際登録に関するハーグ協定》に加盟し、《盲人、視覚障害者またはその他の印刷物読解障害者のための出版物へのアクセスの円滑化に関するマラケシュ条約》を批准し、中国国内で発効した。中国代表は、国際植物新品種保護連合理事会の議長に選出された。《地域包括的経済連携協定(RCEP)》の知的財産関連要素をハイレベルで実施した。世界知的所有権機関と共同で、知的財産権金融に関する国家報告書と著作権保護の優良事例の実証サイトに関する研究報告書を作成した。中国と欧州の地理的表示製品の相互承認と保護のための第2陣350品目のリストの公表を完了した。

https://www.gov.cn/lianbo/2023-04/24/content_5753009.htm

2. 北京市高級人民法院、2022年度知的財産及び商標関係十大訴訟事例を発表

2023年4月25日、北京市高級人民法院は北京裁判所知的財産広報週間に記者会見を開き、知的財産権保護および商標権の司法保護の十大事例を発表した。

2022年、北京市の各法院は72,778件の民事、行政案件を受理し、74,506件を処理した。そのうち、知的財産権民事案件は51,458件、知的財産権行政案件は23,048件であった。

今回発表された知的財産司法保護十大事例のうち、中国で最初の医薬品パテントリンケージ事件(中外製薬(株)会社 vs 温州海鶴药业有限公司)は、中国の専利法が正式に「医薬品専利リンケージシステム」を確立した後の最初の医薬品パテントリンケージ紛争事件であり、実務上の関連課題についての参考にする審理を行った。中国で最初の「バリアフリー映画」侵害事件(北京爱奇艺科技有限公司 vs 上海俏佳人文化传媒有限公司)は、最終的に、「失読症者」のフェアユースに関する著作権法の規定を正しく適用することにより、被疑行為がフェアユースを構成しないと判断した。

「聚丰园」の老舗商標無効宣告事件(无锡市聚丰园大酒店有限责任公司 vs 国家知識産権局、无锡产业发展集团有限公司)は、信義則に違反し、悪意を持って老舗ブランドの評判を盗用する代理人または代表者の商標不法占拠行為を効果的に取り締まった。老舗ブランドの権利と利益を保護するための商標の典型的な行政確認事件である。「メルク」商標権侵害および不正競争紛争事件(默克股份两合公司 vs 默沙东动物保健品(上海)有限公司)は、有名な多国籍企業が、中国が知的財産紛争を解決するための「好適地」とした典型的な事例であり、多国籍企業間の長年にわたるブランド紛争を適切に解決した。

商標の十大事件において、「新浪大眼睛図形」と「メルセデス」の商標権無効宣告事件(杭州新浪微博餐饮管理有限公司 vs 国家知識産権局、新浪网技术(中国)有限公司)は、使用の真の意図を

欠き、通常の生産および商慣行を超え、明らかに他人の「営業上の信用」に便乗し、不当な利益を求め、通常の商標登録管理命令を混乱させ、公正な競争の市場環境を害したので、それらの登録商標を無効にするべきであると明確に判断した。「哔哩哔哩 BILIBILI」商標権無効宣告事件（上海幻电信息科技有限公司 vs 国家知识产权局、晋江健德食品有限公司）は、インターネット分野での著名商標の判断に当たっては、高速伝送速度や普及範囲の広さといったインターネットプラットフォームの特性や、関係する商品・サービスの業界特性に照らして、総合的に検討すべきことを明確にした。「晨光筆」立体商標拒絶査定不服審判事件（上海晨光文具股份有限公司 vs 国家知识产权局）では、立体商標が機能的であるかどうかは、立体形状設計における事業者の自由競争を妨げないよう、商品の性質や特性、同業界の意匠状況などに基づいて評価すべきであると判示した。

https://mp.weixin.qq.com/s/moG1LT9WGF35e_3zrALc8Q

3. 専利侵害事件における販売の申出や販売行為の認定及び賠償責任の確定

—(2021)最高法知民終第60号

最近、最高人民法院知識産権法廷において、実用新案専利権の侵害をめぐる紛争が終結した。侵害差止の判断を認容した上で、被疑侵害技術方案は従属請求項の保護範囲に属さず、販売行為を構成しないという第一審判決の判断を変更し、その結果として生じる明らかに低い損害補償額を修正し、法律に従って権利者の控訴請求を全面的に支持し、専利権者の正当な権益を適切に保護した。

【経緯】

華裕電器集团有限公司(以下、華裕公司)は、専利番号 201520062993.5、名称「開閉可能な蓋付きサンドイッチパンオープン(英語: Sandwich toaster with upper cover capable of being opened, closed and limited)」の実用新案の専利権者であり、飛航控股集团有限公司(以下、飛航公司)が広州交易会において飛航公司が製造した被疑侵害製品を第三者の出品を通して販売および販売の申出していることを発見した。華裕公司は、公証保全を通じてオンラインによる販売申出の証拠を確保した。第一審法院により、飛航公司の事業所の完成品、半製品および専利技術に関連する主要部品を証拠保全した。第一審法院は次のように判断した。被疑侵害技術方案は、本件専利の請求項1の保護範囲に属するが、請求項2~5の保護の範囲には含まれない。飛航公司が主張する先行技術の抗弁は成立しない。飛航公司が専利権者の許可なしに被疑侵害技術方案を実施することは侵害を構成する。華裕公司が提供した証拠は、飛航公司が製造および販売の申出の侵害行為を証明できるが、実際の販売の侵害があることを証明するには十分ではない。その結果、飛航公司に対して、侵害製品の製造および販売の申出の停止と華裕公司の経済的損失と侵害停止のために支払われた合理的な費用10万円の賠償を命じた。

華裕公司与飛航公司はいずれも第一審判決を不服として最高人民法院に上訴した。その中で、華裕公司は、飛航公司に50万円の経済的損失と合理的な費用の賠償への変更を求めた。控訴理由において、飛航公司の販売行為の認定の遺漏を主張した。

【控訴審の判断】

販売の申出行為の認定

華裕公司が提出した証拠によると、広州交易会での販売申出行為は第三者によって行われたが、発行されたパンフレット、名刺などは飛航公司や被疑侵害製品と密接に関連している。飛航公司が被疑侵害製品を含むパンフレットを外部に配布する行為は、それ自体が被疑侵害製品を販売する意図を表明しており、その行為自体が販売の申出を構成する。また、本件の事実関係から、飛航公司が展示会での販売の申出を第三者に委託している可能性が高いと推定できる。たとえ第三者が飛航公司から出品して販売の申出を委託されたとしても、当該第三者が専利権者の許可なく出品販売の申出行為を行ったものであり、当該行為は、当該製品の製造業者である飛航公司が当該製品を販売する意思に端を発し、利益の一部は最終的に飛航公司に帰属する。侵害製品の販売の申出行為が一旦発生すると、専利製品の価格低下、ビジネスチャンスの減少または遅延などの損害が専利権者に損害を与えるという事実を考慮すれば、その結果は合

理的に推測できる。侵害の源を取り締まるという点からも、飛航公司是、展示会で販売の申出された侵害行為の結果に対応する損害賠償責任を負わなければならない。

販売行為の認定

販売チャンネルが輸出の場合、専利権者が被疑侵害製品の販売証拠を購入して入手することは困難であるため、実際の販売証拠が提出されていないという理由だけで販売行為の存在を否定することはできない。華裕公司是、飛航公司が製造および販売の申し出の侵害行為を犯したことを証明する証拠を有しており、飛航公司の現場の証拠保全状況によると、飛航公司が一定数の製品を製造したことを確認でき、飛航公司是オンライン販売チャンネルの供給能力、最小注文数、現在の在庫不足を明確に示しており、関連する事実は、飛航公司による侵害製品の販売の可能性が極めて高いことを証明できる。

損害賠償額について

第一審法院は、飛航公司が製造、販売、販売の申出を同時に行ったとは考えておらず、製造業者として販売の申出行為によって引き起こされた損害を十分に考慮していなかった。第二に、第一審が保全した証拠では、異形の支持部品など、同社の事業所の侵害技術ソリューションに関連する部品が多数存在することが確認されたが、これらのコア部品が他の非侵害製品に使用されていることは明確に証明されなかった。第三に、飛航公司是オンライン販売チャンネルにおいて、供給能力、最小注文数量、製品価格を明確に示している。最後に、華裕公司是権利保護のために合理的な費用を負担した。飛航公司的訴訟請求と本案の事実によると、第一審法院によって認定された損害賠償額は、本案の侵害の性質、状況、および損害の結果等とは明らかに両立しない。第二審法院は、損害賠償のために50万人民元の飛航公司的控訴請求を完全に支持する。

【まとめ】

展示会における販売の申出は、実際には代替参加、合同参加、委託展示会などの多くの現象があり、展示会場での法執行はさまざまな客観的要因の影響を受け、関連する証拠を包括的に収集することは困難である。輸出をメインチャンネルとする販売の場合、専利権者が証拠を入手することはしばしば困難である。本案は、専利権者の立証の難しさを考慮し、全当事者の証拠に基づいて販売の申出行為の存在を合理的に判断し、立証責任を適時に転嫁することで侵害者の製造・販売の規模を認定し、知的財産権の「効果的な保護」を的確に実施した。本案の判決は、被疑侵害者の侵害の性質、状況、損害の結果などの要素を包括的に考慮し、専利権者が主張する経済的損失と合理的な費用を完全に認容した。

<https://enipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-2311.html>

本件に関し、さらなる情報やご不明な点、ご質問等がございましたら、fsgip@fsgip.comまでお問合せください。よろしくお願いいたします。